

桜井市立小中学校の学校規模適正化の考え方と留意点（案）

(1) 学校規模適正化のスケジュール等について

①学校規模適正化のスケジュール

- 桜井市立学校規模適正化基本計画の計画期間は30年とする。
- 計画期間を前期・中期・後期の各10年の3期に分け、児童生徒数の推移、現行校舎の建て替えや長寿命化整備の時期等を鑑み、取組を進める。
- 学校別の学校規模適正化スケジュールは次の通りとする。
 - ・桜井東中学校区は、前期計画期間に統合を進める。
 - ・大三輪中学校区は、中期計画期間に統合を進める。
 - ・桜井中学校区は、中期若しくは中期以降に統合を進め、あわせて、必要に応じて校区の再編を行う。
 - ・桜井西中学校区は、児童生徒数の推移等を見計らいつつ、対応を検討する。

②小中一貫教育・特認校の導入についての考え方

- 桜井市では、小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への様々な教育課題の克服を目指し、小中学校が連携した教育の取組を推進している。
- 学校統合の機会を活かし、小中連携の効果をさらに高めることが期待できる小中一貫教育の導入を検討する。
- また、統合後も適正規模の確保に課題のある学校では、特認校の指定を行い、特色ある学校教育の実施と全市からの通学を認める。
- 小中一貫教育を導入する場合は、最も効果的な施設形態である施設一体型で整備を行うことを基本とする。
- 学校別の小中一貫教育導入の方針は次の通りとする。
 - ・桜井東中学校区は、小中一貫教育を導入するとともに、特認校に指定する。
 - ・大三輪中学校区は、小中一貫教育を導入する。

(2) 学校の統合に伴う留意事項

①学校の配置等

- 統合後の学校施設は、既存の学校敷地を活用し配置することを基本とし、敷地規模等の状況に応じて新たに敷地の確保を検討する。

②通学方法

- 徒歩、自転車（中学校に限る）を基本とする。
- 但し、徒歩、自転車（中学校に限る）での通学時間が一定時間を超える地域においては、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通を利用する。
- 公共交通の利用が困難である場合は、スクールバスによる通学支援を検討する。

③その他

- 統合を進める際には、対象となる学校間で連携し、教育課程の編成や教育方法、学校運営等の整合を図る。
- 統合による環境変化に対応し、児童生徒の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の交流や学校運営について十分な検討を行う。
- 統合時においては、児童生徒の学習面・精神面に配慮した体制づくりに努める。